

## 令和5年度 農業関連事業のご案内

### 1. 夢ある農業応援事業

募集期間は6月23日～7月31日まで

営農維持と規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化に取り組む農業者が、耕作に必要な農業用機械の購入に係る費用に対して補助金を交付します。

＜補助対象者＞

田と畠の面積を合わせ10a以上耕作しきつ出荷販売のある農業者

＜補助対象事業費＞

農業に必要な、規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化につながる機械の購入費用（消費税相当額を除きます）で、下記区分による単価以上の機械。

なお、汎用性の高い機械等（トラックやバックホーなど）は対象外となります。残存耐用年数2年以上の中古機械も可とします。

※R4～R6のうち1回限り、予算の範囲内での補助

＜補助率＞ 事業費の30%以内	対象となる農業用機械の購入単価
① 耕作面積50a未満 上限15万円	1台（機・基）当たり15万円以上の機械
② 耕作面積50a以上 上限30万円	// //
③ 水稲のみ100a以上 上限100万円	// 50万円以上の水稻用機械

### 2. 農地・農業用施設災害復旧事業（鳥獣被害追加）

\*異常な天然現象における農地・農業用施設災害の復旧に要する工事費のうち、重機借上料（オペレーター代を除く）及び原材料費の合計額が1万円以上の工事費のものについて補助金を交付します。なお、R3年度より鳥獣被害による畦畔、水路等の復旧費用についても補助対象としました。

＜補助対象者＞ 農地災害復旧にあっては農業者、農業用施設災害復旧にあっては集落又は団体

＜補助率＞ 工事費によって定められておりますので担当にご相談ください。

\*異常な天然現象とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、鳥獣（追加）を指します。

### 3. 揚水ポンプ貸出について

渴水や大雨等によるパイプハウス内からの排水等の対応として、町で所有している揚水ポンプを貸出す制度があります。事前に問い合わせのうえご利用下さい。早めの準備等をお願いいたします。

### 4. 優良農地確保支援事業

優良農地確保のため、圃場条件の悪い農地の改良に要する事業費に対して補助金を交付します。

＜補助対象者＞ 集落又は農業者組織、認定農業者、人・農地プランの中心的担い手

＜補助対象事業費＞

国・県補助等に該当しない、農地の土層改良・区画拡大・暗渠排水及び湧水処理に要する工事費が10万円以上の事業に係る工事費

＜補助率＞ 事業費の70%以内

## 5. 産地交付金（通称：転作交付金）事業

事業内容	水田を転作し、販売した場合、国から交付金が支給されます。
申請時期	申請受付中 6月23日（金）まで。 ※今年度も交付金該当者のみに申請書を送付します。転作販売の計画がない営農計画書を提出された方で、販売される農家は連絡をお願いします。
交付金額	※今年度交付単価は全体の実施状況により決定します。 <令和4年度交付単価：参考> 重点振興作物（トマト、アスパラガス、りんどう、カスミソウ、スターチス、しゃくやく） 土地利用型重点振興作物（えごま） 11,300円／10a そば 20,000円／10a 振興作物（上記以外の作物） 4,060円／10a そば等の穀物乾燥・調整支援 2,000円／10a

## 6. 畑地有効活用支援事業（町単事業）

事業内容	登記及び現況地目が畠である農地に作物を作付けし、販売した場合、町から補助金を支給します。 ※条件として、所有又は利用権設定をし、同一作物を5a以上作付けしていることです。
申請時期	申請受付中 7月14日（金）まで。
交付金額	※今年度交付単価は全体の実施状況により決定します。 <令和4年度交付単価：参考> 重点振興作物（トマト、アスパラガス、りんどう、カスミソウ、スターチス、しゃくやく） 土地利用型重点振興作物（えごま） 20,000円／10a そば 20,000円／10a 振興作物（上記以外の作物） 7,000円／10a そば等の穀物乾燥・調整支援 5,000円／10a

## 7. 米の放射能検査について

只見町は、令和2年度からこれまでの全量全袋検査から一部の米だけの抽出検査へ移行しました。引き続き、令和5年度も抽出検査となります。

なお、令和元年度の検査分が一部未払いになっております。東京電力との賠償交渉がまとまり次第、皆様にご案内させていただきます。

※補助申請を予定の方は、事業開始前にかならず下記へご相談してください。

申請・お問い合わせ：只見町役場農林建設課農林係

Tel: 82-5230 / Fax: 82-2845 / E-mail: nouri@town.tadami.lg.jp